

松原市教育委員会 5月定例会 議事録

1. 日 時 平成29年5月29日(月) 午後3時00分

2. 場 所 まつばらテラス(輝) 多目的ホール

3. 付議事件

- (1) 報告
- 第10号 平成28年度松原市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて
 - 第11号 松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱並びに調査員の任命の専決処分の承認を求めることについて
 - 第12号 平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定に係る諮問の専決処分の承認を求めることについて
 - 第13号 松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱の専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議案
- 第8号 松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
 - 第9号 松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
 - 第10号 松原市社会教育委員の委嘱及び任命について
 - 第11号 松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

出席委員 東野教育長 辰巳教育長職務代理者 松井教育委員 栗崎教育委員
田中教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 瀧澤学校教育部長 高橋教育監 坂野市民協働部長
浦井教育総務部次長兼教育総務課長
小川副理事兼学校給食課長兼ねて松原市立学校給食センター所長
横田学校教育部次長 青山市民協働部次長
宮本教育政策課長 芝田文化財課長 平井教職員課長
山森教育推進課長 菊池地域教育課長 幸教育研修センター長
大浦いきがい学習課長

東野教育長	<p>定刻となりました。</p> <p>定例教育委員会を開催する前に、あらかじめお願いを申し上げます。</p> <p>傍聴人の皆様には、入り口に張り出しております「傍聴者の皆様へ」の遵守事項に従い、議事進行のほうにご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>(開会宣言 午後3時00分)</p> <p>それでは、これより5月の定例教育委員会のほうを開催いたします。</p> <p>ただいま出席の教育長及び委員は5名です。定足数に達しておりますので、会議は成立をしております。</p> <p>まず、会議録のほうについてお諮りいたします。</p> <p>3月の定例会の会議録についてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
東野教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、3月の定例会会議録については、承認と決しました。</p> <p>4月定例会の会議録につきましては、まだでき上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。</p> <p>次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。</p> <p>委員会会議規則第17条第2項の規定により、栗崎委員にお願いしたいと思います。</p>
栗崎委員	<p>はい。</p>
東野教育長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。</p> <p>こちらに書いてありますように、4月24日、セーフコミュニティ推進協議会に出席しまして教育委員会からは三中校区で取り組んでおりますISSの報告をいたしました。</p> <p>25日には第1回松原市新図書館建設に係る事業者選定委員会に出席し、副市長を委員長とし、4関係部長と学識関係者4名と私の10名の委員の顔合わせを行いました。本格的な審議は次回からとなります。</p> <p>4月25、26日は新任の校長先生を訪問し、お困りのことがないかなど</p>

の激励のほうもいたしております。

28日の校長研修会では、市長よりご挨拶いただき、講義では大阪府教育庁市町村教育室の寺下主任指導主事にお越しいただき、次期学習指導要領で求められる授業についてご講演いただきました。また、28年度に退職されました3名の校長先生から、松原市の学校に残していきたいものというテーマで大変熱い思いを語っていただき、校長研修会は大成功であったと思います。

次に、5月8日から24日にかけてでございますが、委員の皆さんと一緒に学校訪問をさせていただき、授業の様子などを見て、校長先生と意見交換をさせていただいております。また、この間にこども会育成連絡協議総会を初め、松原市PTA協議会総会、わんぱく相撲松原場所等に参加し、挨拶を行っております。

19日は恒例のキッズカーニバルに出席し、5歳児の元気な歌と演技を拝見いたしました。

21日は第5回小学校連合運動会を開催し、5年生33学級983名の参加で総合優勝は松原東小学校、準優勝は三宅小学校でございました。とても天気の良い暑い日でしたが、今年から児童用テントを全て用意し、熱中症になる子がなく無事終えることができました。

また、近畿、全国の都市教育長協議会及び大阪府都市教育委員会連絡協議会の総会に出席をいたしました。

先週末には教頭研修会のほうに出席をしております。

以上が教育長の報告でございます。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより本日の議事に入ります。

報告が4件、議案が4件となっております。

初めに、報告第10号「平成28年度松原市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

教育総務部の浦井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第10号「平成28年度松原市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」のうち、教育総務課担当分についてご説明を申し上げたいと思います。1枚めくっていただきましたところにA4横型の表が載っております。こちらのほうをごらんいただ

浦井教育総務
部次長

きまして、進めさせていただきたいと思います。

まず、歳入についてご説明させていただこうと思っております。

一番上の段を見ていただきたいと思います。

こちらのほうが義務教育施設整備費補助金という国の補助金の分でございますまして、今回、左から3つ目の補正額のところでございますが、4,560万円を減額計上いたしました。この分につきましては、説明のところに載っておりますが、松原東小学校大規模改造事業の国庫補助金が確定いたしましたので、それによりまして補正を行うものでございます。

次の段でございますが、こちらのほうは段の上には載っていますが、市債となります。市債といたしまして、義務教育施設整備事業債で、こちらのほうは補正額4,560万円を増額計上いたしましたのが、さきにご説明いたしました松原東小学校大規模改造事業の国庫補助金の確定に伴いまして補正を行うものでございます。

次に、歳出でございます。一番下の表のところでございます。

小学校費の学校建設費といたしまして、松原東小学校大規模改造事業の歳出でございます。先ほど歳入につきまして国の補助金並びに市債の額が確定いたしましたので、財源の構成を変更、補正を行うものでございます。

以上が教育総務課担当分でございます。よろしくお願いたします。

平井教職員課
長

教職員課、平井でございます。

続きまして、教職員課所管分についてご説明申し上げます。次の2段目をごらんください。

まず、歳入についてでございます。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金といたしまして3,000円を計上いたしましたのは、松原市奨学基金の平成29年3月分における預金利子でございます。

次に、下の欄をごらんください。

歳出についてでございます。

同じく款8教育費、項1教育総務費、目2事務局費で計上いたしました3,000円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました預金利子を松原市奨学基金に積み立てるものでございます。

以上、教職課分の説明とさせていただきます。

東野教育長

事務局からの説明が終わりました。

この件について何かご意見、ご質問ございますか。

松井委員	<p>具体的に、大規模改造は何をするんですかね。</p>
浦井教育総務 部次長	<p>松原東小学校につきましては、北館と南館、2つの棟がございます。このうちの南校舎をこの平成28年度に大規模改修いたしました。大規模改修の中身なんですけれども、屋上の防水が既に傷んできておりますので、屋上の防水をさせていただきます。それと、内装、外装の壁面、そちらのほうを新しくさせていただく、きれいにさせていただくというところがございます。また、間仕切りであったり、この南校舎のトイレであったりというところも改修させていただくというところが大規模改修工事になります。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>ほか、ありますか。</p> <p>ちょっと私のほうからお聞きします。補助金と市債が入れかわった補正になるんですが、これによって市のほうといいますか教育委員会に何か損になるようなことってありますか。</p>
浦井教育総務 部次長	<p>もともと国の補助金を使ってこの工事をしようと考えておりましたが、国の補助金ですので、国の基本的に考えておられるところで、統廃合の工事であったり、給食センターの新築であったりと、そういうようなところをメインにやっていくという方針を出されまして、老朽化に伴う工事については今回の補助金の対象からは外れてしまったというところがございます。市債という形になりますので、後々、国のほうへ返していかなければならないということがございますが、この補助金が使えないというところになりまして、3年間据え置きの後、25年をかけて返していくものというのが今回、市債のほうで使えるという形になりました。また、この部分につきまして交付税の対象となりますので、交付税のほうでも30%ですかね、この部分が市のほうへも入ってくるというような形になります。ですので、補助金で出なかった分もその交付金とかである程度は賄っていけるということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
東野教育長	<p>ということで、市債、起債になるけれども、借金ということではなくて、その後交付金として賄われるということですね。わかりました。</p> <p>ほか、よろしいですか。</p> <p>それでは、他にご質問がないように見受けられますので、報告第10号</p>

「平成28年度松原市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」を承認することについてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、報告第10号「平成28年度松原市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

続きまして、報告第11号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱並びに調査員の任命の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

山森教育推進
課長

教育推進課、山森でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから報告第11号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱並びに調査員の任命の専決処分の承認を求めることについて」、あわせて報告第12号「平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定に係る諮問の専決処分の承認を求めることについて」と、あわせてご説明申し上げます。

平成27年3月の学校教育法施行規則の一部改正によりまして、平成30年度より小学校で特別の教科、道徳というものが完全実施されることとなりました。それに伴い、使用する教科書を採択する運びとなりました。

教科書採択につきましては教育委員会が選定委員会を設置し、その選定委員会に教科用図書の選定について諮問し、その答申をもとに教育委員会が教科用図書を採択いたします。

4月の教育委員会議でお伝えしましたように選定委員の決定が5月となりましたので教育長専決いたしました事項についてご報告申し上げるところでございます。

まずは、松教推第52号、平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について、諮問文が本日の資料の中に諮問文がございますので、そちらをごらんいただきますでしょうか。表題が平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について。右上、松教推第52号と書かれている分です。

では、その諮問文を読み上げさせていただきます。

平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）。

標記について、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、平成30年度から松原市立義務教育諸学校（小学校）において使用する教科用図書の採択に関して、調査および研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問いたします。

つきましては、選定に関する答申をいただきますようお願いいたします。

このように、この諮問につきましては松原市教育委員会事務局事務分掌等によりまして東野教育長から選定委員会委員長に対して諮問されたものでございます。

なお、この選定委員会につきましては本日配布されております議案説明資料の中に「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程」というものがございますので、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。右肩のところ、平成13年2月20日と書かれているものです。

本規程によりまして設置されておるものでございまして、抜粋して読み上げます。

設置につきましてはまず第1条、松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置くと、こちらのほう第1条で設置についてうたっております。

第2条、設置期間でございしますが、委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前1年とすると。つまり、今年度ということになります。

第3条でございしますが、こちらは、委員会の担任する事務ということで、委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとするということでございます。こちらが選定委員会ということになっております。

この選定委員会の答申を踏まえて、教育委員会の場で平成30年度に使用する小学校の教科書を採択していただくと、こういった運びになります。

また、その選定委員につきましては、任命もしくは委嘱をしていくわけですけれども、今、読み上げました同規程と、次のページにございます松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領と、こちらをあわせてごらんいただければというふうに思いますが、この運営要領に基づいて選定委員を任命及び委嘱したところでございしますので、関係部分を読み上げさせていただきます。

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第5条をごらんください。規程のほうでございます。

第5条、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員、(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員、(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者、こういったメンバーで選定委員会を構成するというふうになっております。

続きまして、次ページの運営要領のほうをごらんください。

運営要領の1番です。

選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表2名、教頭代表1名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者2名(松原市PTA協議会代表)をもって組織する。このことを根拠に本年度も選定委員会を設置させていただいております。

その名簿につきましては、先ほど報告第11号の文書の次ページに7名の委員について載せさせていただいておりますので、そちらをごらんください。よろしいでしょうか。

先ほど読み上げました規程により、以上の7名を本年度の選定委員として任命もしくは委嘱をしております。

選定委員会につきましては第1回を過日5月24日に開催しております。

その開催に当たりまして、委員の任命及び委嘱をいたしました。

また、翌日25日には、先ほどより出てきております選定委員会規程と選定委員会運営要領に基づいて調査員会を開催しております。

調査員についてでございますが、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領第5条のほうをごらんください。

教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき3名とすると、こういった文言に基づきまして、平成30年度の調査員名簿のとおり任命をいたしました。

調査員名簿につきましては先ほどの選定委員名簿の次のページにありますので、お名前をご確認ください。

以上のメンバーにより、今後、専門的な調査研究等の運営を行ってまいります、このように思っております。

今後の採択に向けましての大きみなスケジュールを説明させていただきます。

調査員会議で調査研究を重ねまして、6月末から7月の初めに、選定

委員会に調査報告を提出していただきます。その調査報告をもとに選定委員会で審議をし、7月下旬には選定委員会より答申をいただくと。そして、7月31日の教育委員会議のほうで採択をしていくと、このような運びで進めていきたいというふうに思っております。

なお、8月末に大阪府教育委員会より文部科学省に採択結果の報告が上がるまでは、今申しあげました選定委員並びに調査員の名前につきましては公表いたしませんので、本日お渡ししております選定委員会委員名簿もしくは調査員名簿につきましては慎重なお取り扱いをお願いするということでどうぞよろしくお願いをいたします。

加えまして、平成29年3月28日付文部科学省初等中等局長名の教科書採択における公正確保の徹底について、その文書におきましては、教科書採択にかかわっては静謐な採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと、また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合は、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めることというふうにあります。

そこで、教育委員会議につきましては、これまで同様、公開で行います。選定委員会もしくは調査員会につきましては非公開で実施をすると、このように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、長々となりましたけれども報告とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

辰巳委員

まず大体ご説明でどういう基準で認定が行われてきたのかというふうなあらまはわかるんです。特に教科用図書選定委員会のほうは、校長、教員のほか小中学校に在籍する児童や生徒の保護者ということで、それから、運営要領ではその保護者の人数とかいうのが書かれているので、大体基準はこれで理解できました。その後、具体的に人選が行われるのはどういうふうに、原則だけで結構ですけども。

山森教育推進
課長

先ほど少しだけ触れましたが、今、調査員のほうを任命いたしまして、調査員会のほうで調査が始まっております。具体的に申し上げますと調

査員会では、今回8社の教科書が検定を通過しておりますので、その8社の教科書を研究を行いまして、観点といたしましては、大阪府教育委員会から示されておりますようなさまざまな観点に沿って、そして何よりも松原市の子どもたちの実態に合った教科書は一体どれかということを含めまして、調査員会のほうから選定委員会のほうに調査報告を上げていただくと、このようになっております。

しかし、選定委員会のほうでさまざまな論議をして最終的には、繰り返しになりますが、教育委員会の判断と責任において採択をするという運びになりますので、こういった流れです。

辰巳委員

私が言っていたのは人選のことで、具体的にはこれ、教科用図書調査員の名簿3名と、それから図書選定委員会委員の名簿7名というのが出てきますが、この中に具体的に校長先生のお名前、教頭先生のお名前、それからPTA代表と、どういうふうにして具体的な名前が出てくるのか、その原則だけ、教えてもらえれば……。

山森教育推進
課長

わかりました。すみません、捉え違いをしておりました。申しわけございません。

まず、選定委員会のほうからご説明をします。

選定委員会のほうは、規程及び運営要領におきまして学校教育部長と学校教育次長は入ると、こういうふうになっております。

今回、校長会のほうの2名につきましては、校長会全体の会長と、それから小学校のほうの副会長ということでお願いをしております。

教頭会につきましては、教頭会の役員の中で小学校出身の教頭ということで、選定をさせていただいております。

市のPTA代表におきましては、市のPTA協議会の代表の方と母親代表の方ということで選定をさせていただいたと、このように選定委員会のほうはなっております。

あわせて、調査員会につきましては、市の教育研究会等がございますので、そちらのほうでこれまでに熱心に道徳を研究してきた部会のほうから選定をさせていただくと、このように進めさせていただきました。

東野教育長

ほかに何か、ご意見、ご質疑ございますか。

田中委員

教科書選定って初めてなものでちょっと基本的な質問で申しわけない

んですけども、選定委員と調査員との関係というのはどういうふうな関係になるのでしょうか。

山森教育推進
課長

今、ご質問の選定委員会と調査員との関係ということでございますが、教育委員会のほうが選定委員会というものを設置しまして、そちらに諮問をしております。選定委員会からのほうは依頼という形で調査研究を進めてくださいということで調査員会のほうに依頼をして、調査員会のほうで研究した内容が選定委員会に報告されます。選定委員会のほうではそういった調査研究を含めて答申という形で教育委員会のほうに上げていくと、こういった流れになります。

田中委員

選定委員会である程度絞られた状態で答申という形で上がってくるわけですね。じゃないんですか。

山森教育推進
課長

絞られると言いますか、あくまで最終的な判断につきましては教育委員会の責任と判断ということになります。

田中委員

ただ、特徴的なものをまとめていただけるということですか。

山森教育推進
課長

調査員会のほうからは、全ての教科書につきまして、こういった点がやはりこの教科書のすぐれた点ですよというところを中心に、選定委員会のほうに上がってくるということでございますので、そういったことをトータルで判断をして教科書採択につなげていくと、こういった形になります。

栗崎委員

採択の日については、一般に対しての公開ですよ。それは主に保護者を呼ぶとか、そういうことではないんですよ。いつものとおり、告知してということですね。

山森教育推進
課長

従前のおりでございます。いつものとおりということでご理解いただければと思います。

東野教育長

告知されますのでね、結構それで教科書のときはいろんな方が傍聴に来られると思いますね。今までの全科目のときは多かったかな。今回、道徳だけですので、全教科のときほどではないかなと思いますが、それでも来られるのではないのでしょうか。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないように見受けられますので、報告第11号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱並びに調査員の任命の専決処分の承認を求めることについて」並びに報告第12号「平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定に係る諮問の専決処分の承認を求めることについて」を承認することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、報告第11号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱並びに調査員の任命の専決処分の承認を求めることについて」並びに報告第12号「平成30年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定に係る諮問の専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

続きまして、報告第13号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

平井教職員課
長

教職員課、平井でございます。

報告第13号についてでございます。

別紙、委員一覧表をごらんください。

21名の松原市立小中学校通学区域審議会委員のうち、PTA役員3名、学校長1名、市職員1名の計5名につきまして委員の交代がございました。なお、校長1名と市職員1名は留任されています。

新委員21名の内訳は、市議会議員7名、学校長2名、市職員2名、学識経験者10名となっております。

以上でございます。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について何かご意見、ご質問ございますか。

私のほうから聞きますが、今回変わったのは5名だけですね。PTA協議会役員が3名と小学校校長と市民生活部長。

平井教職員課長	はい、そのとおりでございます。5名交代になります。
東野教育長	それ以外は留任ということですね。
栗崎委員	この会議につきましては年何回ぐらい行われて、どのような決め方と かいろいろされているんですか。内容ももうちょっと教えていただきたい。
平井教職員課長	開催につきましては不定期でございまして、内容につきましては委員 長が、現在は堤連合町会長のほうが長をさせていただいているんですが、 招集をしていただきまして、松原市内の住宅開発の状況でありますとか、 児童生徒数の推移、それからクラス数の推移について報告をするという ことでございます。 なお、いつ必ずするというところでございまして、招集があった場合、 必要と認められる場合に実施をするということでございます。 以上でございます。
東野教育長	他によろしいですか。 それでは、他にご質問がないように見受けられますので、報告第13号 「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱の専決処分の承認を求め ることについて」、承認することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
東野教育長	異議なしと認めます。 よって、報告第13号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱の 専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。 次に、議案第8号「松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び 任命について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
山森教育推進課長	教育推進課、山森でございます。よろしくお願いたします。 私のほうから議案第8号「松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委

嘱及び任命について」、ご説明申し上げます。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、松原市いじめ防止基本方針により設置するもので、基本方針に基づく取り組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整等を行うものでございます。

3月教育委員会議でご承認いただきました松原市いじめ問題対策連絡協議会及び松原市いじめ問題専門委員会規則第2条第2項に基づきまして、別表のとおり委嘱及び任命を行いたいと思っておりますということで、本日の資料の中に議案第8号に続きまして、連絡協議会の委員の名簿をつけさせていただいておりますので、こちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

委員の構成といたしましては、教育委員会や市民協働部、福祉部といった市役所の各部署に加えまして小中学校で生徒指導にかかわっている教諭、松原警察、富田林子ども家庭センター、富田林サポートセンターといった方々で構成をしております。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について何かご意見、ご質問ございますか。

松井委員

この連絡協議会が動かないといけないような案件は今年度はありませんか。

山森教育推進
課長

こちらの対策連絡協議会につきましては、日々の各校もしくは関係機関との情報交換ということでございまして、そういった性質のものなんですけれども、今のところそういった事案については発生していません。
以上でございます。

東野教育長

私のほうからお尋ねします。

今のところは事案はないということですが、情報交換ということで、普段でしたら大体どれぐらいの間隔で会議のほうされるんでしょうか。

山森教育推進
課長

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、毎月行っております学校と警察間の連絡会である学警連絡会等をベースにしております。そういった中でも各校の状況等については随時情報交換をしておりますので、月1回程度、各校の状況については教育委員会も入って把握をしておると、

こういうことでございます。

以上でございます。

栗崎委員

委員の中で斎藤さんが富田林子ども家庭センター、山口さんが富田林少年サポートセンターとありますが、松原にはいらっしやらないんですね。

山森教育推進
課長

こちらのほうが南河内地区の担当で、場所が富田林の府民センターの中にあるんですけれども、管轄としましては南河内一帯を管轄していただいているということでございます。

以上でございます。

東野教育長

これは大阪府立の子ども家庭センターとかサポートセンターということですね。

山森教育推進
課長

はい、そのとおりでございます。

栗崎委員

遠方ということもないんですけれども、ちょっと富田林だったら即対応というときに、やっぱりちょっと時間がいろいろとかかるということで、松原でもこういう方をつくられたほうがいいのではないかと思うんですけれどもどうなんでしょうか。

横田学校教育
部次長

今、山森課長が申しましたように、いわゆる法的な権限をお持ちの組織としての富田林子ども家庭センター、いわゆる児童相談所ですね。あるいは富田林少年サポートセンターにつきましては大阪府警察の所管の組織でございますので、そちらのほうが場合によっては、事案内容によっては一時保護をしたりとか、そういう部署でございますので、あるいは場合によっては松原警察との連携を富田林少年サポートセンターがされますので、松原市独自にちょっと人選するということができませんので、そういう形で人選させていただいています。

栗崎委員

わかりました。ありがとうございます。

田中委員

すみません、ちょっと確認させてください。

この問題対策連絡協議会というのは、現場の学校から上がってきた事

項を協議する、対策を協議する場ですよね。

山森教育推進
課長

こちらのほうは、日々の各校の状況を、いじめ等の各校の状況について関係機関と情報交換等をする、こういう場でございます、後にいじめ問題専門委員会というものを説明させていただくんですけども、こちらのほうは各校で起きた重大事案ですね、重大事案につきましては、より専門的な立場からということで、この後に説明させていただくことになるかというふうに思います。

横田学校教育
部次長

さらに、こちらのいじめ問題対策連絡協議会はいじめの未然防止ですね、起こらない対策をメインで主に協議し合う組織ということになります。

田中委員

未然防止ですね。

横田学校教育
部次長

そうです。

辰巳委員

関連しますけれども、こちらの連絡協議のほうは比較的定期的な会合もやっていますか。事件が起こったりする前に。

横田学校教育
部次長

これは今年度から立ち上げた組織ですので、年間、こちらの組織のほうはいじめ問題対策連絡協議会と称して年度に2回から3回程度、実施の予定でございます。ただし、山森課長が先ほど説明しましたように、同様のこの構成メンバー、ほぼ同様の組織として学警連絡会というものを従前から月1回実施しております、毎月1回、実施しておりますので、そちらのほうはいじめに特化したわけではなくて、さまざまな暴力行為、非行問題、あるいは虐待問題、いわゆる学校の生徒指導上の問題を全て統括した会議になっています。

今提案しておりますいじめ問題対策連絡協議会につきましてはいじめに特化した協議をしようということで、これはこの4月より策定しました松原市いじめ防止基本方針にもうたっている市の施策として、いじめの未然防止ということを、これを特段に議論しようという組織でございます。

以上です。

東野教育長	<p>私のほうからちょっと1点整理して、まだできて初めてで私たちもわからないのですが、いじめの重大事案はまだないんですが、起こった場合です、起こった場合は即意見を聞くんですけども、専門委員会のほうにいつっちゃうのか、それともいじめ問題対策連絡協議会のほうに行くのか、またはいじめ問題連絡協議会にいったから専門委員会に行くのか、3通りぐらいがあるかと思うんですけども、それは今どのようにお考えでしょうか。</p>
横田学校教育 部次長	<p>事案の内容によりまして、いわゆる自殺あるいは未遂等に当たる重大事態が発生しました折には、まず教育委員会のほうで判断させていただきます。学校の調査組織もございますので、学校の調査組織で調査が完結できそうな場合はまず学校の組織になりますが、多くの場合、自殺というような重大事態があれば、なかなか学校独自では難しいと思いますので、次の議案の第9号でご提案します松原市いじめ問題専門委員会に、そのいじめの事象についての調査を委ねることになるかと思えます。ただ、並行してそのような事態が起こりましたら、本第8号議案でありますいじめ問題対策連絡協議会にも当然情報提供をしまして、臨時的に集まっていたら情報共有はすることになるかと思えます。</p> <p>その事案が場合によっては加害の子ども側に被害の側の保護者等が被害届を出したとかいう場合、当然松原警察の受け持つ事案あるいは子ども家庭センター、少年サポートセンターの出動する、そういった事案になるかと思えますので、当然、情報提供はすることになるかと思えます。</p> <p>少なくとも、そういった重大事態が起こらないように、まずは未然防止をするのがこの第8号のいじめ問題対策連絡協議会の一番の使命であると考えております。</p>
松井委員	<p>未然防止でいろんな情報交換とかもあるんですけども、それ以外に未然防止のために具体的な現場で重要にしている課題とか、何が今現場で、いじめが起こらないために大切にしていることは何なんですかね。</p>
横田学校教育 部次長	<p>さまざま、既に従前よりしていることがございますけれども、とりわけやはりいじめを認知する一番のきっかけとなるのが、今言われたようにいじめのアンケートがございます。紙媒体によるアンケートもそうですし、面談、あるいは日々の日記から先生が子どもの異変を読みとるですとか、そういったことでまずはいじめを見逃さない、いじめの危険サイン、SOSを教職員がキャッチをするというようなことをします。</p>

一方で、未然防止につきましては各学校でいじめ撲滅宣言であったり、いじめゼロ宣言というものを生徒会、児童会がつくってさまざまな子ども主体の活動でいじめをなくしましょうというキャンペーンをしたりしております。さらに、教育委員会としましては学校現場に対しては、この4月より松原市いじめ問題基本方針を周知しまして子どものいじめの未然防止、それから早期解決につきましては、改めて周知しましたところでございます。

以上です。

松井委員

いろんな取り組みをされていると思うんですけども、何よりも先生方の協力体制というものが一番やと思いますので、その辺のところ、「ちょっと相談あんねんけども」「仕事ふやすな」みたいな、そんな空気が起こらないように協力してみんなで、していただいているとは思いますが、頑張ってくださいと思っています。

東野教育長

それでは、ほかに委員、ご質問がないように見受けられますので、議案第8号「松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を可決することについてご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「松原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」は可決されました。

次に、議案第9号「松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

山森教育推進課長

続きまして、議案第9号「松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」ということをご説明申し上げます。

松原市いじめ問題専門委員会は、条例により教育委員会に設置されたものでございまして、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成するこのように規定されております。

市のいじめ防止基本方針に基づく学校におけるいじめ防止の取り組みについての審議を行うとともに国の法律「いじめ防止対策推進法」第28条に基づきまして、学校での重大事態に係る調査を行うための委員会

あるということでございます。

別表の松原市いじめ問題専門委員会委員名簿、議案第9号の次についております、そちらの名簿をごらんいただけますでしょうか。

委員としましては、学識経験者、臨床心理士、弁護士、大阪府のチーフスクールソーシャルワーカーの4名を考えております。

万が一の重大事態発生時には事実確認や原因把握、対策協議といったところを専門家の立場から行っていくと、こういった組織にしていきたいというふうに考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東野教育長

説明のほうは終わりました。

この件について何かご意見ございますでしょうか。

田中委員

この専門委員は先ほどご説明がありましたけれども、重大事案が出たときの対処のというんですかね、そういったときの専門委員ということですか。この専門委員はあくまでも独立した組織であって、第三者の組織であってその事案が一体本当はどうなのかということ突き詰める委員会だと認識すればいいわけですね。

山森教育推進
課長

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

横田学校教育
部次長

つけ加えますと、国のほうの基本方針ですね、この専門委員会、第三者組織のほうは、いじめの重大事態が起こっていない平時から立ち上げることが望ましいとなっておりますので、このたびあらかじめ立ち上げていく次第でございます。

どういうことかといいますと、いじめの自殺等が起こりましてからこの委員の人選をし、そしてこの教育委員会の承認をいただくとしますと、どうしても数カ月、大分調査の時間がかかりますので、です、まだ本市においては重大事態が発生しておりませんが、この委員会であらかじめ組織をするということです。です、重大事態が発生しなくとも、年間3回程度、この4人の構成メンバーで会議を開く予定でございます。松原市の現状、あるいは重大事態まで重篤な事案ではないでも、実際に松原で発生したいじめの事例につきまして事例検討を実施したいというようなことを年間3回実施しよう。ただし、ひとたび重大事態が起こりましたらこの4名の委員が調査組織として対策機関として

調査を担うということになります。

松井委員

今までこんな事態が起こっていないので、起こらないことを願うんですけど、起こったとしたら、この4人の人は一体何をするのかというのが、イメージが全くわからないんですよ。例えば現場検証に行くんですかね。4人の人たちは、お仕事もされているので公務を優先してどれだけのことができるのか、できたらスピーディーにやっていただきたいんですけども、なんか全くイメージが浮かばないんですけども。

横田学校教育
部次長

実は大阪府の教育庁担当のほうに聞きましても、まだ大阪府下各市町村においてそういった重大事態で、調査をしたという例がないようです。ただし他府県ではたくさんございまして、報道発表がされているところですけども、そちらのほうの実際のこの第三者機関のなされた調査というものをお聞きしますと、やはり場合によっては全校児童への聞き取り調査……。

松井委員

この4人がするんですか。

横田学校教育
部次長

はい、されるそうです。

松井委員

これ、例えば事務方ってついてないんですか。

横田学校教育
部次長

確かに、全員を全員するわけではないと思うんですけども、関連する児童生徒、ですので臨床心理士を配置するという事で、弁護士のみで調査をするわけにいかないんで、子どもの心理を十分踏まえているスクールカウンセラーの臨床心理士あるいはスクールソーシャルワーカーが入って、複数でと聞いております。あるいは、その後、聞き取り調査であったり学校が実施したアンケートですね、今回の事案について見聞きしたことを書きましようということをこの人たちが読みとって精査するというようなことで、ひとたび事案が起こるとやはり半年、1年と調査にはかかるということと、現在、これ具体的に言いますと3回分の年間招集の予算を確保しておりますけれども、やはりそんなことでは到底無理ですので、補正予算、予備費等で十数回というようなことに実際はなるということでお聞きしております。

ただし、私どもも経験のないことですので、起こった事案の内容にも

よりますけれども、やはり場合によっては当事者の聞き取り調査ということは前提になっていると。そのあたりはこの別途、前に承認いただきました松原市いじめ防止基本方針の重大事態の調査の実施の仕方というところに明記させていただいております。

栗崎委員

この4名の方々はどのように探すと言ったらおかしな言い方ですけども、探されたというか、されたんですか。例えば松原の人なんか全然入ってないんですが…。

横田学校教育
部次長

実はこれ、一番ポイントになりそうな第三者機関ということで、いわゆる加害側の児童生徒、または被害側児童生徒に、何らかの利害関係のない人ということが大前提になっておりましたので、ですので直接的に松原市の職員であったりということ避けるべきだということでした。ただし、全く、そしたら松原のこと、あるいは子どものことに専門性がない方ということではいけませんので、少なからず、いわゆる児童生徒の教育については経験値のある方ということで今回的人選をさせていただいております。

松井委員

ごめんなさい、もう一回聞きますけれども、この4人の人たちだけでするんですね。誰かサポートか何か事務方がつくとか、そんなことなしにやるわけですか。

横田学校教育
部次長

もちろん、この4人の方が学校に行って、全クラスに行ってアンケート用紙を配るわけにはいきませんので、担任がアンケートを実施する、一定集約をする、ただし原本も含めて集約したものを調査の4人に示す、その後、これが本当にいじめによる自殺であるのかそうでないのかということ、最終結論を出していくという機関となります。

ただし、この専門委員会が出した結論、例えば「今回の自殺につきましてはいじめによるものではない」という結果を出した折に、最終、市長に私どもはこれを報告いたしまして、市長のほうはまだこの調査が不十分であるとなれば、人権交流室が設置します再調査委員会のほうで再調査ということになるという、もう一重の調査が場合によってはなされるという仕組みになっております。そちらのほうも基本方針のほうにお示ししているところです。

栗崎委員

先ほど予算のことをおっしゃいましたがけれども、これは毎月お支払い

横田学校教育 部次	<p>ですかね。顧問料のような形になって。</p>
東野教育長	<p>そうではなくて、年間3回程度実施する予定ですので、その開催後、いわゆる市の規定の報償費をお支払いするということになります。</p>
各 委 員	<p>いじめ問題専門委員会は実際の話、年3回程度のいろいろな事例検討をされるような、それはいいかと思っております。そのときに、もし万が一起こったときの、そういうふうな、どういうふうに調査するのかというのをそういうときに検討していただければ、もしそういうことが生じたら、生じないことを願っておるわけですが、生じたときは迅速な対応ができるのかなというふうに思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、ほかにご質問がないように見受けられますので、議案第9号「松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
東野教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号「松原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第10号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
大浦いきがい 学習課長	<p>いきがい学習課の大浦です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第10号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」、ご説明させていただきます。</p> <p>こちらの委員につきましては、社会教育法第15条により市教育委員会へ設置できることとなっております。</p> <p>同委員の委嘱につきましては、松原市社会教育委員条例第3条に基づき任期は2年とされております。各団体等の代表者変更により残任期間について別紙名簿のとおり委員として委嘱、任命いたしたく、よろしくお願ひいたします。</p> <p>よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>

東野教育長	説明のほうは終わりました。何かご質問ございますか。
田中委員	この松原市社会教育委員というのは具体的にどういったことをやられるんですか。
大浦いきがい 学習課長	社会教育委員につきましては、社会教育に関する計画の立案や調査を行うことにより社会教育に関して教育委員会に助言する役割を果たしております。地域において社会教育にすぐれた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されております。関係課といたしましていきがい学習課のほか、図書館、地域教育課、文化財課と連携して行っております。
田中委員	すみません、社会教育というのは具体的にどういった……。
大浦いきがい 学習課長	社会教育に関しましては、大きく言いますと学校教育を除いた部分の教育というところになってくるんです。ちょっと大きな形にはなってくるんですけども、こちらのほう、松原市でしたら学校教育とあわせてなんですけれども、社会教育の重点事項ということでまとめさせていただいていた冊子があると思うんですけども、そちらのほうの内容になってくるんです。
	会議の内容につきましては主に予算の概要と事業の説明を行いまして、ご意見をいただいております。平成28年度に関しては新図書館の建設等についてとか電子書籍等のご質問をいただきました。
	あと、各委員、専門の方々がいらっしゃいますので、それぞれの活動内容についていろいろご意見いただきまして、子どもたちの最近の環境の変化のこととか課題についてとか、あと近畿地区のほうの社会教育の研究大会というのがございまして、そちらのほうにも参加していただいております。そちらのほうの報告とかをいただいております。
	以上です。
田中委員	要は学校教育以外のいろんな、大きなものになってくるんですね。
大浦いきがい 学習課長	はい。
辰巳委員	ここの当面の資料では松原市社会教育委員名簿、3名のリストが上がっ

ている。後のほうで、今日つけてもらっている資料の中で松原市社会教育委員名簿全員のもので出ている。今日出ているのは再任される人ということですね、この中で。後ろの10名からなる社会教育委員がおられて、そのうちの3名が今年再任されるという理解でいいですか。

大浦いきがい
学習課長

社会教育委員名簿、昨年度、委嘱させていただきましたのが10名いらっしゃいまして、その中で人事異動の変更等ありましたので、3名が交代されるということで、学校関係、学校長のほうとPTA協議会の会長のほう、それと婦人団体の会長さんがかかわられましたということで、こちらのほうを変更して委嘱させていただくということになります。

辰巳委員

その後につけられている松原市社会教育委員条例というのがありますけれども、それを拝見しますと、第3条で委員の任期は2年、そして、ただし、補欠の委員のことは別にして、第2項で委員は再任されることを妨げないとなっているので、その規定に基づいているんだと思うんですが、再任というのは、ここでは1回だけですか、それとも何回でも再任されるんですか。

大浦いきがい
学習課長

こちらのほう、再任については回数の方、明記はしておりません。といいますのは、大体それぞれの代表者の方をお願いしておりますので、その方が長くなりますと何期か連続でしていただく形にはなってくると思うんですけれども。

辰巳委員

私が承知している限りでも、結構長い間同じ人がずっとやっていく、この辺の新陳代謝というか、その人が悪いとかいいとかそんな問題ではなくて、やっぱりベテランの人も入っていないとかんと思うんですが、だんだんやっているうちに平均年齢が高くなってしまいますから、社会教育も、やっぱりそういう意味では、年齢的な面も含めて何かどこかでやったほうがいいんじゃないかなという気がしているんですけれども、その辺、何かありますか。

大浦いきがい
学習課長

各組織の代表者ということで大体お願いしておりますので、長い方もいらっしゃるという形にはなるんですけれども、社会教育に関してはなかなか各市、年齢層は高くなっているということなんですが、専門的なことということでそれぞれ活動していただいている方のご意見は本当に勉強になりますので、今の中であれば家庭教育の向上に資する活動を行

うものということで、こちらの方だったら市民の代表の方に出ているんですけども、こちらの方は、すいません、何年からかはちょっと忘れたんですけども、交代していただいたりという形はとっている形になります。

伊藤教育総務
部長

教育総務部長の伊藤です。

市全体でこういう附属機関の委員といたしますが、大体基準としては10年をめどにしているというのが全体の考え方です。その中でどうしてもその人にかえがたいというような場合ですね、そういった場合には一定、10年超えても再任をしていくというふうなケースもございます。大体、市全体としてはそういうふうにならなっている状況です。

栗崎委員

この委員会はどのぐらい開催されるんですか、年間。

大浦いきがい
学習課長

平成28年度の実績で年2回となっております。最低、予算と決算の説明をさせていただいて、その中で事業報告、事業予定の内容をご説明させていただいております。

東野教育長

ほかにご質問はないように見受けられますので、議案第10号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

東野教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」は可決されました。

続きまして、議案第11号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

大浦いきがい
学習課長

いきがい学習課の大浦です。よろしくお願いいたします。

議案第11号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」説明させていただきます。

当委員の委嘱につきましては、松原市立公民館運営審議会条例第3条に基づき任期は2年とされております。各団体の代表者等の変更により

残任期間について別紙名簿のとおり委員として委嘱、任命いたしましたのでよろしくお願いいたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

東野教育長

説明のほうは終わりました。この件について何かご質問ございますか。

松井委員

公民館で去年より今年よくなったところ、がーんとアピールしていただいたらと思うんですけども、こんなふうには公民館よくなりましたというところ、何かありますか。アピールしてください。

大浦いきがい
学習課長

公民館運営審議会のほうですね、それぞれ代表者の方に出ていただきましてご意見いただいているんですけども、今力を入れているところにつきましても、地域との連携、学校との連携というところで力を入れていただいております。公民館のほうのともともと自分たちが受けに来られていたという方が、自分たちがお手伝いをしたいという形になりまして、そういった形でサポーターさんを養成しております、公民館サポーターということで。その方々が学校のほうの授業ですね、家庭科を主に、今させていただいているのは調理のときとかお裁縫のとき、ミシンの使い方のときに、学校の先生お1人だけではなかなかやっぱり細かいところの授業が難しいということで入らせていただいているんですけども、そこに先生と相談しながらということにはなるんですけども、針の通し方一つであったり包丁の使い方一つであったりとか、お母さんの目線で見させていただいてということで、その中でつながりが、子どもたちとの方たちとのつながりができたということで、公民館というのはこういう場所だなということで、なかなかお子さんたちが来られないんですけども、こういったこともしているよということで、また来てねということでそういった呼びかけもできますし、町なかで会ってもこの間来てもらったねということでつながりというかそういった形で地域の方たちとつながっていけるということで、そういったところは力を入れてしていきたいなということで進めております。

以上です。

栗崎委員

今、すごい活発な活動をされているという報告をいただいているんですけども、その一番活発な活動はどこなのかと、私、前に聞いてはいると思うんですけども、市立の公民館が幾つあるのか、どこにということ、ちょっと教えていただけますか。

大浦いきがい
学習課長

松原市の公民館としましては5館あります。

一番大きくわかりやすいのが文化会館の上にあります、2階のほうに、松原公民館というのがあります。階段のほうを上がっていただいて、そちらのほうがやっぱり市の中心部ということなので、一番来場者数が多い形になります。

それから、新町地区のほうになりますと、川沿いのほうに新町公民館というのがございます。そちらのほうは1階が前図書館だったんですけども、そちらのほうが開館しまして、1階部分を新町公民館として使っております。1階のほうで使えるようになったということで、階段を上がらなくてもいいということで、そちらのほうもご利用いただいたり、オープンスペースとしてさせていただいています。そちらの2階で教育研修センターのほうでさせていただいています「げんき塾」というのを2階のほうでさせていただいています。

あと松原小学校のほうの横に併設している形になるんですけども、中央公民館というのがございます。

あと、天美西のほうになるんですけども天美公民館がございます。

あとは三宅公民館ですね。5カ所となります。

辰巳委員

先ほど、社会教育委員の、あるいは社会教育というものについて今もあったんですけども、公民館活動というのは特に社会教育委員の守備範囲であるとか、そういうことはないんですか。関係されているというか……。

大浦いきがい
学習課長

社会教育の中に公民館というところも入ってくるかなと思うんですけども、公民館としては主に生涯学習という部分になるかと思うんです。教育というよりかはみずから学ぶというところで、場として提供させていただいているかなと思います。地域の抱える活動の学習支援等を情報交換なりをしていただいて、地域のサークル活動をもり立てていくという形になっております。

東野教育長

先ほどの社会教育も含めまして、公民館運営審議会もそうなんですけれども、地域の教育力が低下しているということなども言われておりますので、ぜひ地域の子ども、青少年のためにぜひこの社会教育等、公民館審議会を活発に進めていただきまして、新たな施策とか取り組みをぜひ……。

松井委員	ここは公民館。
東野教育長	ここは公民館じゃないです。
松井委員	ここは何になるわけ。
大浦いきがい 学習課長	こちらのほうは、最初の考え方としましては老人センターの代替施設を基本に考えさせていただいております…。
松井委員	老人センター。子どもの施設と違うんですか。
大浦いきがい 学習課長	柴垣のほうにA型老人センターがありまして、そちらのほうが老朽化になりましたので、その代替施設ということを基本に考えさせていただいたんです。ただ、ここにそれぞれ多世代が集える場所ということで、生涯学習というか、教室のほうと、あと子育て支援センターと統一させていただいて、広い世代で交流が図られたらなということになります。
松井委員	公民館違うの。
東野教育長	公民館はそこにあります。
栗崎委員	ここは、お金は発生するんですよね。公民館はどうなんですか。
大浦いきがい 学習課長	基本的にはどちらも有料になっております。ただ、公民館に関しましては社会教育活動というところで続けられるということであれば、減免という形の措置もとる形になっております。ただ単に一回使いたいとかいうことであれば、有料という形になっております。
東野教育長	それでは、他にご質問がないように見受けられますので、議案第11号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
東野教育長	異議なしと認めます。 よって、報告第11号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命

について」は可決されました。

それでは、その他事務局から報告、連絡などございますか。

山森教育推進
課長

失礼します。私のほうから、去る5月21日に実施しました、先ほど教育長報告の中でもありましたけれども、松原市の小学校連合運動会につきまして簡単にご報告をさせていただこうというふうに思っています。

5月とは思えないような大変すばらしい天気のもと、教育長、それから辰巳職務代理もお越しいただきました。市のほうからは澤井市長、それから川西副市長、あと議長、副議長も含めまして議員さんが10名と、ご臨席いただきまして、本当にすばらしい天気のもと、今年は子どもたちの熱中症対策ということで、やはり安心、安全に行っていきたいということを第一に掲げまして、工夫を2点大きくいたしました。

1つは終了時刻が余り遅くなりますと、2時、3時になりますと、そこから子どもたちはまた学校まで徒歩で帰っていきますので、このところに配慮するために、1種目、綱引きという種目を削減いたしまして、終了を大体1時半ぐらいには全て終わりたいなということで、ほぼその時刻に終わることができました。

もう1点は、子どもたちが座っているところには全てテントを張りまして、待ち時間に子どもたちの熱中症というようなことが起こらないようにということで実施をいたしました。

結果として最終的に、本部に救護のほうを設けたんですけれども、そちらのほうに熱中症で来る子どもたちというのはいませんでした。切り傷や擦り傷というのは当然あったわけですけれども、そういった形での熱中症という形ではございませんでして、学校現場のほうからはまた今度総括会議をいたしますけれども、大変テントの配慮につきましてはありがたいなということで、今後も引き続きその辺を参考にしながら運営をしていきたいなと、このように思っております。

また市のFacebook等にも上げておりますので、もしよければごらんいただければと思っております。

以上でございます。

芝田文化財課
長

文化財課、芝田です。よろしく申し上げます。

お手元の資料、これを配らせていただいております。

日本遺産についてご報告させていただきます。

平成29年4月28日付で本市を走っております竹内街道、それから奈良のほうでは横大路と申しますが、これが日本遺産に認定されたことを報

告させていただきます。

お手元の資料の1枚目をごらんください。まず、日本遺産についてですが、これは2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されるに当たり、文化庁が訪日外国人の増加が見込まれるということで、広く日本の歴史や文化遺産を探訪していただくため、全国各地から約100カ所を目安に選定し、地域の活性化を図るため、平成27年度から立ち上げたものでございます。

次の資料をごらんください。2枚目でございます。

これまでに37件の認定を受けております。平成29年度につきましては79件の申請がありましたが、このうちの17件が認定を受けました。2枚目がその資料の一覧でございます。

17件のうち、今回大阪府としては初めてわが国最古の官道でありますこの竹内街道が日本遺産の認定を受けました。

再度、資料の1枚目の地図をごらんください。竹内街道なんですけど、地図の真ん中にちょっと斜めにピンク色の線で描いております、これが竹内街道でございます。

竹内街道と申しますのは推古天皇21年、西暦で言いますと613年に大阪市法円坂にございます難波宮からこの竹内街道を通りまして、奈良明日香にあります推古天皇宮と言われております小墾田宮に通じる道として整備されたものでございます。

これまで日本遺産認定を受けまして、沿線の大阪府と奈良県の12自治体が共同で取り組んでまいりました。このうち、松原市につきましては先ほどの竹内街道以外にも選定されております、法円坂、難波宮にあります、南に真っ直ぐおりていく難波大道、これ、現在、堺市と松原市の市境になっていますし、旧の国でいきますと河内国と和泉国の国境ということで、飛鳥時代から連綿と市域を画する地として利用されています。これに直交する形で竹内街道が通っているわけですが、松原市につきましては、この沿線沿いに岡遺跡とか丹南遺跡、河内鋳物師ということでお寺の梵鐘をつくったり、あるいは鍋とか釜をつくる平安時代から中世に活躍した鋳物師の集団がございます。その関係の遺跡であったりとか、あるいは反正天皇が宮を置いたという伝承があります柴籬神社にあります柴籬、それからその境内の中にあります歯神社、最後のページに写真が載っておりますが、下のところにちょっと笑った顔の石づくりの顔がありますが、これが歯神社ということで、この歯をさわると子どもたちの歯が丈夫になるということで、毎年8月8日の午後8時8分、神社のほうでは祭礼をされています。やっぱりお母さんたちが子どもの歯を健

やかに育てたいということで、よくお参りに来られていることを聞いております。

こういったものが松原の中では今回日本遺産のほうに選定されましたので、文化財課としましても今後は学校教育とか他部署と連携をとりながらこの日本遺産だけではなくて、松原にありますたくさんの歴史とか文化について情報発信を進めてまいりたいと思いますので、ご報告ということにさせていただきたく、よろしくをお願いします。

東野教育長

ありがとうございます。

松井委員

これは予算か何か出るんですか。

芝田文化財課長

一応、交付金事業ということで国のほうから出るということで、先ほど申しましたように大阪だけでなく奈良も含めての関係自治体が12ほどありますので、本市のほうでも今職員のほうにいろんなPR事業を含みましてアイデア募集させていただいているところです。その中で、最終的には、もともと実行委員会形式で進めていましたので、その中で予算の割り振りがあるというふうに聞いております。

東野教育長

2件報告ございましたが、何かご意見とかご質問ございますか。

辰巳委員

意見ではありません。感想なんです、ご報告いただいた連合運動会、なかなかよかったですね。特に全員が参加できる長縄跳びと、それから学校対抗のリレーですね、とても盛り上がって、先生方は指導が大変だったと思うんですけども、この行事の相次ぐシーズンの中でね、よく準備されて稽古して臨まれていたので、やっぱり子どもたちもとても盛り上がって、しかも勝つと、大いに歓声を上げて盛り上がっていたのがとてもよかったなど。

それと、気候的には去年よりも暑かったんですが、今年も先ほどおっしゃったように結構いい天気でしたけれども、今年はちょっと風が心地よく吹いて、その分、去年よりも居心地がよく、おまけにテントまでずっと子どもたちのために設置してもらいましたから、熱中症も出ることもなしに済んだということで、今年はとても大成功だったなというふうに思いました。感想だけ。

青山市民協働

市民協働部の青山でございます。

部次長

資料は特に用意しておりませんが、初めに教育長のほうから報告にもありました新図書館建設に係る事業者選定委員会について報告させていただきます。

今後、新図書館建設に当たりましては、プロポーザルを実施しまして、事業者を選定してまいります。事業者を選定する委員会につきまして、規則に基づき10名の委員を選考いたしました。

委員でございますが、副市長を委員長といたしまして、教育長、市民協働部長、ほか関係部長と学識経験者として基礎工学や建築、図書館情報学や運営等に経験のある人になっていただいております。

第1回目の事業者選定委員会を去る4月25日に開催いたしまして、委員の委嘱を行いました。また、建設予定地につきましては1月のこの定例教育委員会で敷地の選定について議決をいただいております、田井城今池親水公園の一部を活用することなどについて説明を行いました。

次回の第2回事業者選定委員会を6月6日に予定しておりまして、今後、事業者を選定する基準等を決定してまいります。この選定会議では、これからプロポーザルの実施に向けて募集要項ですとか選定基準等について議論を進めてまいりますので、事業者募集の公平性の確保が必要なことから原則非公開としておりますので、また教育委員の皆様には適切な時期にご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

松井委員

国みたいなことにならんようにだけ。

田中委員

すみません、あの件とは関係ないんですけども、ここでお聞きしていいかどうか、児童生徒たちの通学路の安全というのはこの場でいいんでしょうか。

東野教育長

はい。

田中委員

割と町会のおじいちゃん、おばあちゃんたちがいつも立っていてはるんですけども、それとは別に通学路、最近のことで空き家が多くなっているんですね。そうすると、その塀がだんだん朽ちて、だんだん崩れかけてくる、それが通学の道側に倒れかけてくるというような、時たま目にするんですね、自分の地元にもあるんですけども。こういったものというのはどのように対処するんでしょうかね。

浦井教育総務 部次長	<p>通学路に関しましては、学校、それと地元の方、PTAの方が集まりまして、この道を通学路にしましょうかという形で決めていただいています。それを教育委員会の方で認めていくという形になっておりまして、教育委員会のほうでは毎年度初めに、どこを通学路にしていますか、変更はありますかということをお学校のほうに問いかけさせていただきまして、その際に危険な場所があるかどうかという話もさせていただいております。</p>
	<p>今、田中委員のほうからお話がありましたように、空き家の塀が倒れてくるとかという形になりましたら、もちろん、道路側に倒れてくるといことに関しましては道路管理者、市の道路であれば市役所都市整備部のみち・みどり整備室と、内容につきましているいろいろ協議しながら対策を練っていくというような取り組みをさせていただいております。</p>
	<p>実際問題、松原小学校の校区に1軒空き家がありまして、塀が朽ちてきているというところがございます。以前、その場所が通学路になっていたんですが、ちょっと危ないということで、学校と協議しまして、迂回路をつくりましょうかということでそれを通学路から外させていただいて、道をあそこでいったら、北側に移行させてもらったというようなところもありますので、危険な箇所、整備できる部分についてはもちろん、みち・みどりであったり警察であったり、大阪府の道路であったりという部分と協議しながら、またどうしても通学路を変えたほうがいいんじゃないかというところにつきましては学校と協議しながら対策をとっていくということがございます。</p>
田中委員	<p>わかりました。ありがとうございます。そういうふうに対策していただいていると……。</p>
東野教育長	<p>今言っていた空き家に関してはまた空き家対策のそういう制度があったんと違うんですか。都市整備の前に。</p>
浦井教育総務 部次長	<p>都市整備部、みち・みどり整備室かまちづくり推進課か、どちらのほうかで空き家の対策というところで協議をしている部分もございますので、そちらのほうへ報告という形でもさせていただくという手だてがございまして、そちらのほうで空き家の持ち主といろいろ協議をしながらという形になっていることでございます。</p>
田中委員	<p>実際に通学路を変えざるを得ないというような実態に陥っているわけ</p>

	ですからね。そういうことですね。ありがとうございます。
東野教育長	ほか、何かありますか。どうぞ。
栗崎委員	すみません、報告第10号のところですか。奨学金の預金利息を積み立てられているというところですか。基金積立。去年は中学3年生5名に貸し付けを行ったとありますけれども、大体、いくらぐらいで、その用途、準備金か何かわかりませんが、それをちょっと具体的に教えていただけますか。
平井教職員課長	教職員課、平井でございます。 5名で全員が15万円です。75万円になっております。 委員おっしゃるように、入学準備金ですので、制服でありましたり入学金でありましたり、教科書は無償ではありませんので教科書代でありましたり、補助教材でありましたり、そういうものに使っていただいているというふうに考えております。 以上です。
栗崎委員	返ってくるんですか。返してもらっている。
平井教職員課長	はい、返していただいております。卒業してから半年で1万円ずつ、7年半かけて返していただいております。
栗崎委員	今までどれぐらい生徒に貸し付けたんですか。
平井教職員課長	昭和43年から始まっておりまして、712名、貸し付けをしております。
栗崎委員	大体毎年5名とか3名とか、あるんですか、毎年いるんですか、そういう貸し付け……。
平井教職員課長	年によって違いますが、ここ数年は3名から6名の間で貸し付けを行っております。
栗崎委員	ありがとうございました。
東野教育長	それでは、ほかにございませんか、報告、連絡。

それでは、ほかにはございませんので、以上で本日の日程については全て終了いたしました。

これをもちまして5月定例教育委員会のほうを終わります。

ありがとうございました。

(閉会宣言 午後4時35分)

署 名 教育長 東野 光弘

委 員 栗崎 節子